

(事例4) 36歳男性、設備の設計、てんかん発作誘発防止のため長時間残業禁止

類型	症候	疾患
1, 2, 3, 4	2. てんかん発作	2. てんかん

きっかけ	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診断の有所見	<input type="checkbox"/> その他の機会
<p>1. 対象者のプロフィール</p> <p>1) 年齢、既往歴 36歳 男性</p> <p>2) 業種、作業内容 設備の設計、机上業務のほか現場での確認・立ち会いあり</p>		
<p>2. 就業制限・配慮の対象となった疾病、健診値異常 例) 高血圧、HbA1c 高値、腰痛など てんかん</p>		
<p>3. 就業制限・配慮の内容 例) 高所作業禁止、出張禁止、残業禁止、配置転換、治具導入など 要就業制限 1ヶ月あたり45時間以上(契約や協定などでより少ない時間が設定されている場合はそちらに従うこと)の時間外労働を避けてください。通院治療への適切な配慮(時間確保など)をお願いします。</p>		
<p>4. 事例の詳細(背景、経緯、特に考慮した事情など)</p> <p>健診にててんかんの現病歴と肝障害あり、確認目的に面談。面談にて2年以上発作なく安定していたが、長時間労働となりやすい部署であるため時間外労働に明確な歯止めをかける意味で就業制限を設けた。 過重労働の発生が多い職場であり、てんかんの発作誘発を防ぐために残業時間を制限した。</p>		
<p>5. 就業制限・配慮の主な目的(複数回答可)</p> <p>① 業務が当該労働者の健康、安全、疾病経過、予後に影響を与える可能性があったため ② 企業リスクが予見されたため(交通事故、公衆災害の発生など) ③ 健康管理を促進するため(受診、治療を強く進めるため) ④ 職場や企業への注意を促すため(例:過重労働職場に対し、残業を一定時間以下に制限するなど)</p>		
<p>6. 就業制限を実施するにあたって注意した事、阻害要因、問題点などあれば教えてください</p> <p>本人の怠業により発作が起こった。また就業制限は厳密には守られていなかった。このため就業時間制限を強化し、自家用車通勤禁止・単独作業禁止とした。その後安定し、主治医からも許可があったため通勤について制限解除、時間外や単独作業は現行範囲内として制限解除した。</p>		